グループホーム「能羅坊」看取り介護に関する指針

第1章 医療情報の提供と本人意思の確認プロセス

(指針設定の目的)

第1条 この指針は、医療法人 普門院診療所の運営方針のひとつでもある「個人の尊重と意思の尊重」に基づき、肉体的苦痛の緩和に対して、必要な医療に関する情報を提供し、入居者本人又はその家族が意思決定するために必要な手続きについてまとめるものです。

(基本的な考え方)

第2条 この指針は、入居者本人の尊厳と意思を尊重し、最善の医療と介護サービスでもって、どのように支えていくのかを見出すとともに、入居者本人又は家族が最善の意思決定ができるようにするためのプロセスを定めるものです。

2 生命の存続が最重要と考え、苦痛を緩和することに重点をおき、積極的に生命を短縮するような行為は、 たとえ本人の意思であるとしても行いません。

(意思決定のための医療情報)

第3条 肉体的な苦痛等を緩和するためには、早い段階から医療的なケアが行われることが重要であるため、 次の行為については、十分な医療情報を提供した上で、本人の意思決定に資するものとします。

- (1) 医療行為の開始・不開始
- (2) 医療内容の変更
- (3) 医療行為の中止等
- 2 前項の意思決定の確認については、医師が必要な時に必要な回数を行うものとし、その内容は本人の同意を得た上で家族にも通知するものとします。

(本人の意思による医療及びケア)

第4条 当グループホームは、専門的な医学的検討を踏まえた上で、インフォームド・コンセントに基づく入居者本人の意思決定を基本とし、多専門職種の医療従事者から構成される医療・ケアチームとして行います。 2 当グループホームは、医療方針の決定に際し、入居者本人と医療従事者が十分に話し合い、入居者本人が意思決定を行い、その合意した内容を文章に残します。その場合、時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更に応じて、また入居者本人の意思が変化するものであることに留意し、時宜に医療情報の説明や意思の確認を行います。

(家族への意思確認)

第5条 入居者本人の意思を確認することできない場合には、次の手順により医療・ケアチームの中で、慎重な判断を行います。

(1) 家族(家族とは、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に示す者をいう。以下同じ。)が入居者本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、入居者本人にとっての最善の治療方針をとります。

- (2) 家族が入居者本人の意思を推定できない場合には、入居者本人にとって何が最善であるかについて家族と十分に話し合い、最善の治療方針をとります。
- (3) 家族がいない場合及び家族が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、入居者本人にとっての 最善の治療方針をとります。
- (4) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文章にまとめておきます。

(情報提供に関する資料及び同意の様式)

第6条 当グループホームでは、入居者や家族等への医療に関する情報及び同意書については、「看取り介護 についての事前確認書」及び「看取り介護についての同意書」により行うものとします。

(複数の専門家からなる委員会の設置)

第7条 本指針の第4条及び第5条における治療方針の決定に際し、次の場合においては複数の専門家からなる委員会を設置して方針の検討や助言を行います。

- (1) 医療・ケアチームの中で病態等により医療内容の決定が困難な場合
- (2) 本人と医療従事者との話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合
- (3) 家族の中で意見がまとまらない場合や、医療従事者との話し合いの中で、妥当で適切な医療内容について合意が得られない場合
- (4) 普門院診療所又は当グループホームと十分な連絡がとれない場合、家族が入居者に対して医学的、 福祉的に背信的である場合

第2章 医療と介護の支援チーム

(看取り期における医療機関との連携体制)

第8条 当グループホームは、本人の看取り期に対するため、入居者本人の主治医又は協力医療機関との連絡 体制や支援体制を常に整えて対処していくものとします。

2 当グループホームは、前項の規定に基づき、入居者本人又は家族等の意向を尊重した介護計画を作成します。

(入院期間中における居住費等の取り扱い)

第9条 医療機関入院中は退居に該当しないので、既定の家賃が発生します。ただし、退居期間においては、 日割り計算で家賃を減免させることがあります。

(人員の配置)

第10条 当グループホームの介護従事者は、医療面からの適切な指導、援助を行う必要性から看護師を配置 します。

2 この看護師は、医療法人普門院診療所の看護師を充てるものとします。

(家族への支援)

第11条 当グループホームは、入居者本人の人生の終末期又はその後における家族等の葛藤や不安に対して、

可能な限りの支援に努めていきます。また、現状の説明、ご相談や連絡を行うことで家族等の移行を確認いたします。

(情報の取り扱い)

- 第12条 看取りの支援を充実化するため、当グループホーム及び看取りを行う医療関係機関(医療の従事者を含む)において、入居者本人又はその家族の情報の共有を図ります。
- 2 前項の場合において、看取りに関する支援に係る範囲でのみ利用することとし、それ以外には使用しません。
- 3 当グループホームは、入居者本人及びその家族の情報の利用に関して十分な説明を行った上で,同意書の提出をお願いします。
- *意向は途中変更されても構いません。その都度ご相談に応じます。

(記録)

第13条 看取り介護の実地にあたっては、看取り介護事前確認書、看取り介護同意書、経過観察記録,介護記録、カンファレンスの記録、その他など記録を整備します。

(職員教育)

第14条 看取り介護の目的を明確にし、看取り介護の教育と理解の確立を図るため、看取り介護の理念、死生観教育、死へのアプローチ、看取り期に起こりうる機能的・精神的変化への対応、夜間・急変時の対応、看取り介護実地の向けてのチームケアの充実、ご家族への援助法、その他の職員研修を行います。

附 則

この指針は、

平成29年10月1日から施行する。

平成30年4月1日一部改正

平成30年8月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和6年1月1日一部改正